

令和7年度第2回理事会議事録

山口県国民健康保険団体連合会

1 開催日時及び場所

令和7年7月18日（金） 午前10時00分から
国保会館3階理事会室

2 出席理事名

理事長 池 田 豊
副理事長 篠 田 洋 司
〃 花 田 憲 彦
理 事 前 田 晋太郎（書面出席）
〃 國 井 益 雄（書面出席）
〃 福 田 良 彦（書面出席）
〃 米 本 正 明（書面出席）
〃 東 浩 二（書面出席）
〃 加 藤 智 栄（書面出席）
〃 石 丸 泰 隆
常務理事 藤 田 昭 弘

3 議題

議案第1号 山口県国民健康保険団体連合会職員の育児休業等に関する規程の一部改正について

議案第2号 令和7年度第1回通常総会に提出する議案について

- （1）令和6年度山口県国民健康保険団体連合会事業報告について
- （2）令和6年度山口県国民健康保険団体連合会決算について
- （3）令和7年度山口県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算補正〔業務勘定〕について（第一次）
- （4）令和7年度山口県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正〔業務勘定〕について（第一次）
- （5）令和7年度山口県国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正〔業務勘定〕について（第一次）
- （6）山口県国民健康保険団体連合会減価償却引当資産の一部を処分することについて

(7) 山口県国民健康保険団体連合会保有財産を処分することについて

議案第3号 定員管理計画(案)について

議案第4号 審査支払手数料等の見直しについて

議案第5号 令和7年度第1回通常総会の招集について

報告第1号 国保総合システムに係る令和8年度国庫補助要求の決議について

報告第2号 職員労働組合との交渉状況等について

4 議事の経過及びその結果

理事の出席状況を報告し、本会規約第34条第1項及び第3項の規定により、令和7年度第2回理事会が成立していることを報告。

議長については、本会規約第32条第1項の規定により、池田理事長が務めた。

議事録署名理事は、本会規約第35条の規定により、阿武町長 花田副理事長、山口県国民健康保険団体連合会 藤田常務理事の2名を議長が指名した。

(理事長挨拶)

次のとおり挨拶があった。

○出席理事に対する謝辞。

○本日は、本会の規則改正、令和6年度の事業及び決算報告、令和7年度歳入歳出予算補正、審査支払手数料等の見直し等の議案について審議をお願いしたい。

(常務理事報告)

藤田常務理事から以下について理事会へ報告があった。

○情勢報告(会務の運営状況等)

- ・保険者と保険者とともに歩む連合会
- ・本会の直面する課題と対応
- ・定員管理計画の策定
- ・診療報酬審査支払手数料等の見直し

(議決事項)

議案第1号について、事務局から提案説明があり、特に質疑なく採決した結果、全員異議なく原案どおり可決された。

議案第２号の（１）について、事務局から提案説明があり、特に質疑なく採決した結果、全員異議なく原案どおり可決された。

議案第２号の（２）について、事務局から提案説明があり、特に質疑なく採決した結果、全員異議なく原案どおり可決された。

議案第２号の（３）から議案第２号（５）までは令和７年度の予算補正に関連する議案であるため、一括議題とした。

議案第２号の（３）から議案第２号（５）まで、事務局から提案説明があり、特に質疑なく採決した結果、全員異議なく原案どおり可決された。

議案第２号の（６）について、事務局から提案説明があり、特に質疑なく採決した結果、全員異議なく原案どおり可決された。

議案第２号の（７）について、事務局から提案説明があり、篠田副理事長から減価償却費についての質問があり、事務局から回答をした。

議案第２号の（７）について採決した結果、全員異議なく原案どおり可決された。

議案第３号について、事務局から提案説明があり、特に質疑なく採決した結果、全員異議なく原案どおり可決された。

議案第４号について、事務局から提案説明があり、花田副理事長から令和８年度手数料等の見直し原案について質問があり、事務局から回答をした。また、花田副理事長から定員管理計画について、見直しをしっかりと行うようお願いする旨の発言をされた。

池田理事長が、常に緊張感を持ち外部に対して説明ができるよう進めていきたい旨の発言をされた。

篠田副理事長から、診療報酬審査支払手数料と診療報酬審査支払の減価償却引当資産等について質問があり、事務局から回答をした。

議案第４号について採決した結果、全員異議なく原案どおり可決された。

議案第５号について事務局から提案説明があり、特に質疑なく採決した結果、全員異議なく原案どおり可決された。

（報告事項）

報告第１号について、事務局から説明があり、特に質疑はなかった。

報告第 2 号について、事務局から説明があり、特に質疑はなかった。